

2024年3月5日
東北電力株式会社

東通原子力発電所における「放射性廃棄物でない廃棄物」の 発電所外への搬出開始について

当社東通原子力発電所における「放射性廃棄物でない廃棄物^{※1}」の取り扱いについては、原子炉施設保安規定^{※2}に定め、2020年2月21日に原子力規制委員会より認可を受けております。

(2020年2月25日お知らせ済み)

当社は、東通原子力発電所における「放射性廃棄物でない廃棄物」について、2024年3月6日から発電所外への搬出を開始いたします。

「放射性廃棄物でない廃棄物」は、使用履歴の記録等により、放射性物質による汚染がないことを確認したうえで発電所外に搬出し、産業廃棄物として適切に処分、または資源として有効利用されます。

当社といたしましては、今後も原子力発電所で発生する廃棄物の管理を適切に行い、地域の皆さまに安心していただけるよう努めてまいります。

以上

※1 放射性廃棄物でない廃棄物

原子力施設の管理区域内で発生する廃棄物のうち、放射性物質によって汚染されていない廃棄物

※2 原子炉施設保安規定

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項（保安に関する組織、保安措置等）を規定しているもので、原子炉設置者が原子力発電所ごとに定めている